

シティズンシップ概念の変容 マーシャルのシティズンシップ概念をめ*ぐ*って

著者	大野 順子		
雑誌名	京都ノートルダム女子大学研究紀要		
号	44		
ページ	89-100		
発行年	2014-03-30		
URL	http://id.nii.ac.jp/1057/00000173/		

シティズンシップ概念の変容 ---マーシャルのシティズンシップ概念をめぐって---

The Change of the Concept of Citizenship: The Validity of T.H.Marshall's Concept of Citizenship Today

大 野 順 子 ONO Junko

The purpose of this paper is to examine the concept of a post-national citizenship. In order to clarify this, first of all, I studied T. H. Marshall's concept of citizenship. He defined citizenship as a status bestowed on those who are full members of a community, and all who possess the status are equal with respect to the rights and duties with which the status is endowed. However, some researchers criticize his definition. In this paper, I focus on the critical opinions of three researchers: Iris Marion Young, Birte Siim and Ruth Lister. And then, I consider the concept of a post-national citizenship from the viewpoints of immigrants to make the concept clear. From these discussions, I conclude that it is important to hear the voices of the people who have been excluded and to recognize their differences and diversity through taking their critical opinions. Also, for the development of such a new concept of citizenship, it will be important to create a public space for their voices to be heard.

1. 問題の所在

近年、シティズンシップ (citizenship)*1への関心が高まりを見せている。その背景には、社会の多様化にともなう共同体意識の崩壊や公共性の意味の転換など、社会の質的変化が大きく影響していると考えられる。さらに、こうした社会変化の渦中で、私たち一人ひとりのあり方についても再び問い直されていると言えるだろう。日本社会においては、1990年代後半から現在まで、特に強力になってきた市民活動やボランティア活動の存在は、この高まりと連動している状況であり、看過できない。最近では、2012年3月から毎週金曜日に首相官邸や国会周辺で行われている脱原発デモのような市民活動へも、一般市民が何万人単位で参加するなど、

^{*1} 筆者個人は本稿でシティズンシップ (citizenship) について述べていく前提として、ひとがその社会を構成する一員 (=市民) として主体的に社会にかかわろうとする意欲を持ち、それぞれが社会でよりよく生きようとする意識の総体としてとらえている。

その動員や活動への人々の意識の高まりは衰えることはない。こうした事例からは、個々人が 社会へ能動的にかかわり、自らが問題に対峙し、解決していくといった、これまでの「あなた 任せ的」な市民のあり方が大きく変容していることが想像できるだろう。

さて、このシティズンシップとは一体どのようなものであろうか。その言葉の意味するところは非常に多義的であり、その概念については一様でないのが現状である。日本語では、主に「市民権」と訳されることが多く、特に政治学などの分野でその概念等について広く研究されている。ただし、この「市民権」という言葉は、一般的に「○○という権利を付与する/付与しない」や「あなたは市民権を持つ/持たない」といったように、ある種の閉鎖性をもった、何かの基準にもとづいてひとを選別する手段として解釈される傾向がある。その意味するところは、移民を対象に近代国家におけるシティズンシップの構造について議論したブルーベイカー(2005 pp.46-47) が指摘しているように、シティズンシップとは閉鎖の道具であり、同時にその対象でもあるということなのである。つまり、シティズンシップは一般的に近代的な国家システムの要求に対応し、人々を諸国家へ配分するための国際的に承認されたルールや制度として理解されてきたという歴史的解釈を含意しているのである。国民国家という強い枠組みが存在していた時代には、こうした解釈や概念も有益であっただろう。しかしながら、後期近代社会に入り、国民国家の枠組みが脆弱化し、国際的な人口移動が珍しいことではなくなり、日常的になっている現状においては*2、こうした、従前のシティズンシップの概念を再定義することは焦燥の課題ではないだろうか。

こうした問題を明らかにするために、本稿では、国民国家が弱体化しているポストナショナルな時代におけるシティズンシップ概念について考察していく。そして、その考察軸として、本論ではT. H. マーシャルのシティズンシップ論を中心に用いながら、これからの時代における新しいシティズンシップ概念について示していく。その際、従来のシティズンシップ概念からは排除されてきた存在とされる移民・移住者に注目しながら検討していくことにしたい。なぜなら、移民・移住者の国際的移動は圧倒的に第三世界から欧米諸国への流動という偏向的な特徴をもってはいるものの、彼ら/彼女らの存在は、明らかにこれまでの国民国家のあり方に影響を与えているからである。本稿の構成は次の通りである。まず、マーシャルの概念について概観した上で、それに対する批判的見解について整理する。続いて、これまでのシティズンシップ概念が排除してきた移民・移住者の視点からマーシャルのシティズンシップ概念へ再び追っていき、彼/彼女らのような社会的に周辺におかれている人々の集団を周縁化しないようなシティズンシップ概念やそのあり方について探っていきたい。

^{*2} 例えば、IOM(International Organization for Migration国際移住機構:2012年)によると、現在、 国境を越え、移動している人々(移民、移住者) は世界で2億人を超えるとの報告がなされているように、 国際的人口移動はすでに一般化している状況である。

2. T. H. マーシャルのシティズンシップ概念とその批判

(1) マーシャルのシティズンシップ論

T. H. マーシャルは、彼の古典的著作『シティズンシップと社会階級(原著:CITIZENSHIP and SOCIAL CLASS)』において、シティズンシップの定義について次のように述べている。

ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分である。この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である(マーシャル・ボットモア、1950 岩崎・中村訳、1993 p.37)。

マーシャルが上記のように述べた当時の社会は、国民国家の枠組みが確固として存在し、そ れゆえ、シティズンシップ概念は国民国家の枠組み内での同質的な社会を前提としたものであ り、人々は「文明市民 (civilised citizen) | となることを目指されていた。もちろん、すべて の人が文明市民となることは不可能なことではある。しかし、そうなることを目標とし、そ うした人々(=共同社会の完全なる成員)にさまざまな諸権利を付与することを約束していた。 なぜ、こうした目標を掲げるに至ったかについては、その当時の個人と社会の関係性のあり 方に大きく関係すると考えられる。当時は社会(または、国家)と個人の結びつきが非常に強 かった。ギデンズが、社会――つまり、国民国家のこと――とは人々を規制的にコントロール する組織である(2005 p.17)と言及しているように、近代社会において、個々人は社会(国家) の支配下にあり、それゆえ個人の成長は社会の発展に直接的に寄与するものと考えられていた のである。ゆえに、マーシャル自身も個人と社会の関係性は「自分(個人)を文明市民にする という義務は社会的義務であり、単なる個人的義務ではない。なぜなら社会が持つ社会的健全 さは、その成員の文明度にかかっているからである。|(マーシャル・ボットモア. 1950 岩崎・ 中村訳、1993 p.34)と述べているように、両者の互酬的な関係性を自明のこととした。こう した考えは、後述する彼のシティズンシップ論の三要素のひとつである社会的権利の確立へと 最終的につながっていった。関連して、マーシャルは、シティズンシップの統合効果について も言及している。つまり、シティズンシップと国民としての意識形成には相関関係があると述 べている。人々が共有財産である文明への忠誠心をもつことで、国家への忠誠心が高まり、共 同社会の成員であるという感覚が生まれ、それに伴って、シティズンシップが形成するものと している (同 p.52)。

さらに、彼は、シティズンシップの内容を三つに分類した。すなわち、シティズンシップの 三つの部分ないし要素である「市民的要素」、「政治的要素」、そして「社会的要素」のことで ある。まず、市民的要素であるが、「市民的要素は個人の自由のために必要とされる諸権利か ら成り立っている。すなわち、人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契 約を結ぶ権利、裁判に訴える権利である」と、個人の尊厳や権利を保障することが第一に重要であるとしている。次いで、政治的要素については、「政治的権威を認められた団体の成員として、あるいはそうした団体の成員を選挙する者として、政治権力の行使に参加する権利」を意味するとしている。例えば、議会など政治的決定過程への関与こそが、国民国家を維持していく上で重要ということである。最後に、社会的要素とは「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を安全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範な諸権利」(以上、同 pp.15-16)のことを指すとしている。こうして、マーシャルは個人と国家との互酬的関係はもちろんのこと、国家が文明市民として生活していくために必要なさまざまな権利を人々――ただし、限定された人々――に保障することを述べている。特に、社会的要素(権利)については、これらを保障するものとして、教育の存在と社会的サービスをあげている。こうして、マーシャルはこれらシティズンシップの三要素をあげ、それらがそれぞれの年代において発展し、時代とともに形成されていったとしている*3。

こうしたシティズンシップの系譜的な発展は、ある側面から解釈すれば、シティズンシップ は単に歴史的に秩序正しく発展していくようなものであると理解されてしまいかねない。しか し、現実的に見れば、シティズンシップとはそのような単純で単線的なものではないだろう。 時には、三要素が同じ時代に共存しあうこともあるだろう。また、三要素間、あるいは、二要 素間で互いにせめぎ合いながら存在する場合もあるだろう。マーシャルが述べているように、 三つの要素はそれぞれが明らかに別個に分断され存在し、順序良く発展するということは現実 的ではないのではないか。こうした点について、亀山(2003 n.256)は、マーシャルがそれ ぞれの三つの要素(権利)間の葛藤、とりわけ社会的権利と市民的権利の緊張関係を強調して いるように、彼は三つの要素を必ずしも単一なものとして捉えていないと言及している。しか し、繰り返して言うが、当時は同質的な社会を前提とした時代であり、マーシャルは、その上 で、共同体すべての成人成員に対して新しい権利が徐々に与えられていくとしている。そして、 その「すべての成人成員」の意味するところは、限定された「すべての男性成員」でというこ とであった(マーシャル・ボットモア, 1950 岩崎・中村訳, 1993 p.23)*4。以上のことか ら考えると、マーシャルのいうシティズンシップ論は、上から付与されるものであり、それは 一部の社会階級に属するもののみが対象となっており、その他、多数の社会集団を排除してし まうような、不平等を再生産する概念であったととらえられても誤解ではないだろう。

^{*3} マーシャルは、市民的権利は18世紀に、政治的権利は19世紀に、そして、社会的権利は20世紀にそれぞれ発展してきたと述べている(マーシャル・ボットモア、1950 岩崎・中村訳、1993 p.19)。

^{*4} 例えば、女性の地位、特に既婚女性の地位身分は、当時、独特のものであったと言われている。

(2) マーシャルのシティズンシップ論に対する批判

こうしたマーシャルのシティズンシップ論に対し、その偏向性や不平等性への批判、また、同質的な共同社会という基盤に基づいたシティズンシップ概念の再編成を求める声が生起している。本稿では、マーシャルのシティズンシップ論に対し、さまざまな批判的見解を示す論者が存在するなかで、アイリス・マリオン・ヤング(Iris Marion Young)、ビルテ・シーム(Birte Siim)、そしてルース・リスター(Ruth Lister)の三者の見解に注目し、それぞれの主張について整理したい。

まず、ヤングは、マーシャルの概念を含め、これまでの普遍的とされてきたシティズンシッ プ概念は、女性や他の集団――例えば、少数民族集団など――を排除してきたことを指摘する (1996 p.103)。特に女性に関して言えば、ブルジョワ的世界において、公的領域は男性によっ て独占されたものであるから、理性的な存在であるとされる男性とシティズンシップからなる 公的領域を非常に価値あるものとしてとらえることにより、女性は公的領域の対抗軸にある私 的領域へ追いやられることとなったと指摘している*5。こうした、女性の公的領域からの排除 は、女性を私的領域へ追いやり、そこでの管理責任を女性に押し付けることになった。しかし ながら、その結果として、女性は市民としては不十分な存在――シティズンシップとは無関係 な存在――であると認識されてしまうこととなった。こうした女性の周縁化、無能力化の過程 では、女性がもつ差異が承認されていないことは明らかであろう。これはエスニック・マイノ リティなど、他の民族集団がシティズンシップから排除されている理由にも通じるものがある と考えられる。公的な場から、それぞれがもつ差異が承認されず、抑圧され、統一的なシティ ズンシップを強要されることは、女性や他の諸集団の視座や利害を周縁化し、彼女/彼らに沈 黙を強いることにつながる(同 p.106)。ヤングは、こうした状況を改善するために、差異化 されたシティズンシップ(differentiated citizenship)の構築を提起している。彼女は、無視さ れてしまいがちな集団の差異を明確にしたシティズンシップが、今の時代に求められていると し(同 pp.106-107)、すべての集団が公的な場において、それぞれの経験や視座がいかされ るような特別な配慮が必要であると言及しているのである(同 p.112)。

次に、シームは、マーシャルのシティズンシップ論について、社会的階級について十分に考慮する姿勢が欠けていると指摘する(Siim, 2000 p,27)。既に述べたように、社会は、今や、国民国家の枠組みが弱体化し、多様化、多文化化の一途を辿っている。これは、わたしたち人間は、もはや同一の社会的階級に属するのではなく、社会には多様な人々が存在しているということを意味している。こうした社会状況の変化にもかかわらず、マーシャルのシティズンシッ

^{*5} 男性が理性的な存在とする一方、感情や欲望、身体的ニーズは女性的なものであるとされ、そこで男女の分業化が進み、男性は公的領域へ、女性は家族という私的領域が作り出され、その内部へ追いやられることとなった(ヤング、1996 p.102)。

プに関する議論では、時代の変化に伴って新しく浮上する問題点に応えきれていないと鋭く指摘する。具体的には、移民・移住者の存在やジェンダーの不平等、そして、新しいタイプの排除と貧困の問題である(同 p.27)。特に、彼女の場合、フェミニズムの観点から、マーシャルのシティズンシップモデルはアンドロセントリック(androcentric)*6であるとして批判している(同 p.27)。つまり、マーシャルのモデルは単純な男性規範に基づいたものであり、市民といえば有償労働に就いている男性のことを指し、女性は男性に経済的に依存する存在であるとしているところに、根源的な問題点があると指摘している。前述したヤングの指摘と重なる部分も多々あるが、差異を顧みない、あまりにも共同体主義に重きを置いたマーシャルのシティズンシップ概念は、社会に生じているさまざまな社会階層やジェンダーの社会的不平等を考慮すべきであり、個々人の実態に基づいた概念にシフトする必要性があると指摘する。ただし、過度にシティズンシップを個人化したものとしてとらえてしまうと、構造的な不平等を隠蔽することにもつながり、また、それらを再生産してしまうことにもなりかねないことには留意する必要があるだろう。

さいごに、リスターは貧困をキーワードに、社会的周辺におかれている貧困者の視点から、 マーシャルのシティズンシップ論について批判している。貧困者の多くは、一般的に社会的 に排除されている状態で、シティズンシップからは遠い存在であるとされる。例えば、移民・ 移住者の多くは、受け入れ社会では明らかに周辺に位置する存在であり、彼らは二流市民資 格(second-class citizen status)を与えられている存在である(Lister, 2003 p.46)。しかし、 ここでの「二流市民 | とは、具体的に男性移民のみを指していると考えられるので、特に、女 性移民の場合、さらにその下の市民資格しか与えられないことになる。ここで、彼女/彼らの 地位を承認することが重要であることは既に述べたが、では、なぜ承認されないのだろうか。 リスターは、その理由を、貧困ゆえに社会的排除を受けている者たちの「声」や影響力が社会 から疎外されていることが原因であると指摘する。彼女は、シティズンシップ(の形成)と「声(発 言力) | は互いに密接に結びついているという(リスター. 2011 p.229)。つまり、周辺にお かれている貧困者の「声」の欠如が彼らのシティズンシップ形成を阻み、社会的排除を生んで いるのである。こうした「声」の欠如は、彼らが率先して発言していないから生じているもの ではない。そこには、彼らを、社会福祉の受給者としてみなすことで脱中心化し、発言を許可 しない社会構造が影響しているのである。そこで、リスターは人権というアプローチを援用し、 貧困者自身の声が社会の中心に届くような社会の構築、そして彼ら自身も自分たちの「声」が 聞かれるべきであると意識することが重要であると述べる。そうすることによって、彼ら自身 を福祉の受給者から能動的な市民として再生させ、貧困状態にある人々の主体性を構築し、推 進することが可能になると述べている(同 p.233)。そのためには、シティズンシップと無関

^{*6} androcentricとは、「男性支配(優位、趨勢)の」という意味があるが、ここではマーシャルのシティズンシップを男性中心主義的であると批判している。

係とされ、社会的に周辺におかれている人々に、社会への参加を認めることが最も重要なこととなるであろう。そして、こうした周辺者の社会参加を促進し、彼らの「声」を聞くことによって、マーシャルのシティズンシップの三要素(権利)である、市民的要素(権利)、政治的要素(権利)、そして社会的要素(権利)それぞれが、不可分の相互依存的なものであることをあらためて認識することが可能になるだろう。

以上、マーシャルのシティズンシップ論に対する批判的見解をみてきた。要点を整理すると、まず、彼のシティズンシップ論は、共同社会を中心にした統一的な概念であり、その基盤が男性成員のみに基づいていること。そして、個々のもつ差異を承認せず、多くの社会的周縁者(あるいは、周辺者)を生んでしまっていること。また、それによって出来上がってしまった社会的階級は、周辺におかれた者の声を拾い上げることを怠り、彼/彼女らの社会参加が認められていないため、階級は固定化され、階級間の不平等が再生産されてしまう恐れがあるということである。これらの要点を勘案すると、マーシャルのシティズンシップ論は、最終的には社会的排除を生んでしまうという帰結をもたらす危険性が大いにあるということになろう。

次節では、この点をより明確にし、新しいシティズンシップ概念の構築に向けて、これまで 社会的に排除されてきた存在であり、現在も排除され続けている存在である「移民・移住者」 に焦点をあてることとする。そして、マーシャルのシティズンシップ論に内包されている課題 について再び迫っていきたい。

3. シティズンシップから排除された存在――移民・移住者

(1) 移民・移住者とシティズンシップ

1990年代から顕著にはじまったグローバリゼーションの波は、いとも簡単にヒト、モノ、カネが国境を越えることを可能にした。特に、経済的分野においてはそのスピードは止まることがない。特に、ヨーロッパなどではグローバル化による市場の拡大に伴って、多くの移民労働者を受け入れることとなっている。日本においても1980年代から現在まで、難民の受け入れや国際結婚の増加、出入国管理及び難民認定法の改正などの影響により、海外から多くの人々を受け入れているような状況になっている*7。こうして、移民・移住者を受け入れる側の社会はますます多元化、多民族化の様相を呈するようになってきている。

しかしながら、こうした状況にもかかわらず、受け入れ社会における移民・移住者の立場は、 決して心地よいものではない。というのも、国際的な人口移動により国民国家の揺らぎが生 じ、それに伴い国民としてのアイデンティティが疑問視されるようになりはじめると、その要

^{*7} 日本は欧米諸国に比較すると等質的な社会であると言われているが、法務省入国管理局平成24年版「出入国管理」白書によると、日本における外国人登録者数の推移は平成20年をピーク(2,217,426人)に減少傾向にあるが、依然、総数は200万人を越え(2,078,508人/平成23年)、全人口に占める割合は1.63%と、決して少なくはない(参照URL: http://www.moj.go.jp/content/000105769.pdf、検索日: 2013年9月11日)。

因をつくったとされる移民・移住者たちに対する風当たりが強くなったのである。例えば、積 極的な移民受入国でもあるイギリスでは、あまりにも増加した移民に対する差別的な傾向が強 まり、極右支持が広がっていると言われている*8。また、開かれた国としてあるスイスにおい ても、国民投票で凶悪犯罪外国人などを排除するような排外主義的な動きが賛成多数で可決さ れたりしている*9。日本においては、2012年7月から始まった新たな在留管理制度の施行以降、 特に、外国人に対する国家の管理体制は、以前にも増して、より一層厳しい状況となっている。 このように、移民・移住者の多くは、受け入れ側の社会において社会的脅威*10ととらえられ ることによって、ますます社会的に周辺化され、マイノリティ化しているのが現状なのである。 シティズンシップとの関連についてはどうであろうか。国民国家において主権に参与する市 民はある階層性をもつため、市民権(シティズンシップ)は排他的に付与され、市民権の概念 はグローバリゼーションのなかで選別・差異化の機能を追いながら強化されていった*11とい う点から考えると、移民・移住者のような異質な存在は、社会ではもっとも低い階層とされ、 シティズンシップからは当然のように除外され、無権利状態におかれている。例えば、マー シャルによるシティズンシップの三分類のひとつである「政治的要素(権利)| について考え てみると、日本では周知の通り外国人に対して参政権を認めていない。一般的に日本では選挙 (=投票すること)は義務ではなく「権利」としての性質が強いにもかかわらず、その権利の 行使すら外国人には認めていない。さらに、市民的権利のひとつでもある経済的活動について は、永住者以外に職業を選択する権利は十分に認められていない。もちろん、これらの権利を 移民・移住者に付与すべきかどうかについては十分な議論が必要かと思うが、外国人の長期的 定住化が進んでいる状況を考えると、さまざまな側面で、彼らは日常的に無権利状態にあると いっても過言ではないだろう。近藤は、こうした多様化、多文化化した社会状況を考慮した上で、 外国人の権利の保障は、オール・オア・ナッシングの二分法にはなじまない。合法的な理由が あれば、外国人の態様に応じて、異なった取扱いをすることは可能にすべきであると言及して いる(2001 p.343)。そして、すでに多くの西欧諸国の憲法では、こうした権利(表現の自由、 裁判などの受益権、公教育や最低限の医療)は、「国民」ではなく、「人」に与えられており、 たとえ、そのひとが非正規滞在者であったとしても、その社会のメンバーとしての実態があれ ば権利を認めないということは不合理であると述べている(同 pp.344-345)。これまでの「国 家の成員資格|に基づくような形式的なシティズンシップばかりを追求する概念では、移民・ 移住者の存在にも見られるように、国の枠を超えたトランスナショナルなひとの動きが一般的 となった現代では適切な概念とはならない。国際移動や国際結婚、移住労働など、国際化に伴

^{*8} 毎日新聞(2010年4月7日:朝刊)より。

^{*9} 読売新聞(2010年12月8日:朝刊)より。

^{*10} 移民は、時として国家的ハーモニー(調和) を脅かすものとして認識されている (例:失業、犯罪、不安定:危機、危険などの問題)(Kofman、2005 p.460)。

^{*11} 立石・篠原、2009 pp.8-11。

う個々の生活実態の変化に適合するような実質的なシティズンシップの確立へ、今後、その根本を改める必要性があることが、移民・移住者の実態から明らかであろう。このように、移民・移住者を周辺化してしまう要因として、受け入れ側の社会による排除の過程が大きく影響し、そういったある種の社会的暴力や人種差別的な態度や姿勢が、より一層、移民・移住者をマイノリティとして形成させてしまう状況を促進しているのである*12。岡野は、マーシャルの、一国に対する帰属意識を持ったネイションの一員でなければならないといった、彼のシティズンシップ論がそもそもシティズンシップという概念が内包している排他的/強制的側面を見落としていることを指摘した(2003 p.61)。こうしたシティズンシップの排他性や、「こうあらねばならない」といった多様性への配慮を欠いた概念を排除し、移民・移住者のような多様性や差異をもつ人々の権利を制限しないあり方は、今後どのように展開・改善していくべきであるのかについて、次項で、さらに詳しく検討していきたい。

(2) 新たなシティズンシップ概念の構築に向けて

さて、ここまで述べてきたように、これまでシティズンシップとは無関係とされてきた移民・移住者の存在が、その概念を変化させようとしていることは明白であろう。もはや、国民国家の枠組みが明らかであった以前とは社会的状況はまったく異なっており、かつてのように、国籍とシティズンシップが等値であることが当然視されていた時代は終息しつつある。つまり、今や、シティズンシップの脱国家化、あるいは、脱国民化の時代が到来しているのである。柄谷は、こうしたシティズンシップ概念の変容やその拡大のプロセスに着目し、グローバル時代の市民権(シティズンシップ)は、その性質や特徴が「脱領域性」にあるとし、また、個々の権利や状況と市民権の接近をただ単線的に推し進めるべきではないと指摘している(2005 p.311)。本稿で、ポストナショナルな時代のシティズンシップ概念を考察していく上で軸としているマーシャルの論にあるような、制限された枠内――同質的な共同社会――のみでシティズンシップを定義することは現代にはあまり相応しくない。また、シティズンシップの獲得に関しても、それぞれ段階的に、単線的な発展をしていくわけではない。もし、そうであるとするならば、それはまったく個々の状況を熟視しておらず、おそらく、そういったシティズンシップの概念では、その枠からこぼれ落ちる人々を見捨ててしまうことになるだろう。

最近では、こうした、これまでのシティズンシップの普遍主義的な態度や考えの追求が、 移民・移住者たちのような、異質な集団の発展を妨げていたという反省から、新しく、個々の 持つ差異に配慮した多文化主義*¹³という考えが社会で採用されはじめている。しかしながら、 一方では、こうした多文化主義の出現に反して、国家が多文化主義的状況に苦慮し、国家のみ

^{*12} カースルズ・ミラー、2011 pp.240-243。

^{*13} 多文化主義とは、社会的少数者・集団に対する抑圧や排除ではなく、彼・彼女らのもつ差異を社会が受け入れ、承認ししていくような社会のあり方を目指す考えのことであり、異なる民族集団などが共存、共生する社会を創造することである。

がシティズンシップの運用や移民・移住者の異質性についての枠組みを、多様性を考慮せずに一律に決定しているという、逆説的な動きも強まっている*¹⁴。こうした中、ソイサル(Soysal)は、ポストナショナルな時代におけるシティズンシップの枠組みについて、表1のようにまとめている。彼女は、今日のような人々の移動が常態化し多文化化しつつある状況の中で、成員資格(メンバーシップ)の境界線が流動的になりながらも、国民国家が依然存在し続けている現状を踏まえながら、シティズンシップのあり方について、ポストナショナルな時代は国籍に基づかない「人であること」(personhood)に基づいたシティズンシップのあり方へ移行すべきであると提起している(1994 p.142)。

表1:メンバーシップのナショナルとポストナショナルモデルの比較

モデル I		モデルⅡ	
ナショナルシティズンシップ:		ポストナショナルシティズンシップ:	
	国家的シティズンシップ	<u>H</u>	总国家的シティズンシップ
時期	19世紀~20世紀中頃まで	時期	戦後(第二次世界大戦後)
領域	国民国家	領域	流動的な境界
メンバーシップと領域	同一 (一致)	メンバーシップと領域	異なる
権利/基本的人権	単一状況	権利/基本的人権	複合的な地位、多様な状況
メンバーシップの基礎	国民の権利・国家の権利 (共有された国民性)	メンバーシップの基礎	人権・普遍的人間性(人 であること)
正当性の源	国民国家	正当性の源	トランスナショナルな共 同体
メンバーシップの構成	国民国家		国民国家

Table 8.1. A Model for Postnational Membership (Soysal、1994 140) を参考に作成

このように考えると、国家としての主権が脆弱化している状況では、国単位のシティズンシップから個々の状況に応じたシティズンシップへ概念的枠組をドラスティックにシフトさせる必要があり、実は、すでにわれわれはそうした転換期に直面していることに気づくであろう。特に、その際、配慮が必要なのは、移民・移住者のような社会的に周辺に置かれている人々の存在であろう。山崎は、これまでシティズンシップの枠から無視され、否認されてきた人々(= 非市民)の立場から市民(シティズンシップ)について問い直すことの重要性を指摘している(2005 p.99)。それは、換言すれば、排除なきシティズンシップ概念を構築するために、非市民の存在を基盤として、彼らの声を拾い上げることで、単に非市民をマジョリティ側に内部化するのではなく、「市民とは誰のことを言うのか」と問いつつ、絶えず、両者(市民と非市民)

^{*14} 具体的な例としては、フランスで2004年9月から始まった学校などの公的な場でのイスラム教の宗教的シンボルであるスカーフの着用禁止など(Kofman、2005 p.464)。同じような動きはドイツにおいても起こっている(Joppke、2008 p.540)。

のあいだでシティズンシップについて議論し続けることが重要であるということである。そのためには、まず、いかにして、シティズンシップから排除されてきた人々の声を拾い上げることができるのだろうか。ヤング(Young)は、多様性に配慮した都市生活のあり方の一つに、誰もが発言でき、聴きあうことができる公共の場やフォーラムを提供することの必要性について言及し、その実現に向けて多様な社会集団に、例えば、政治的代表権を与えることによって彼らの存在を社会が認識し、異なる他者の意見を聴くことに対してオープンな社会を構築することを提起している(1990 pp.240-241)。繰り返しになるが、これまでのシティズンシップは、ある意味、人々を分断していた道具であった。しかし、これからは、その分断を促していたとされるシティズンシップの境界線を無くし、シティズンシップと無関係とされ、周辺におかれていた人々の声を拾い上げること、そして、彼らこそが、その概念に新たな変容をもたらす中心的役割を担う可能性を秘めているということを認識することが、多様化、多文化化した時代にふさわしい、排除なき、新しいシティズンシップ概念を創造していくことにつながっていくのではないだろうか。

4. まとめにかえて

以上、本稿では、マーシャルのシティズンシップ論を批判的に検討し、国民国家の枠組みが流動的になりつつある社会的状況の中で、社会の周辺におかれている存在となった移民・移住者に注目しながらシティズンシップ概念の再定義を試みた。まず、明らかになったことは、マーシャルの論からも判断できるように、これまでのシティズンシップ概念は、その対象が限定的であり、誰をどのようにシティズンシップの枠組みに包摂するか/排除するかといった、境界を問うものであったということである。それは人々を序列化し、一方の集団を社会の外部へ排除してしまう過程でもあった。

しかしながら、社会は多元化し、これまでのように「誰が市民か」と単純に問えるような状況ではなくなっている。今後は、こうした社会の変化を踏まえ、かつて、その異質性や差異ゆえにシティズンシップ像から逸脱していた人々の「声」を拾い上げることで、境界のない、すべてを包摂するようなシティズンシップ概念を創造していくことが重要になってくる。ただし、この場合の「包摂」とは、社会的に周辺にあるものが、主流社会の中心へ、ただ単純に包み込まれていくことを意味するものではない。周辺におかれている人々の「声」に真摯に耳を傾けながら、シティズンシップ概念について創造していくということは、これまでとは異なり、周辺からシティズンシップとは何かを、議論を交わしながら定義し、再定義し続けることなのである。それは、おそらくシティズンシップの内容や意味をより豊かにすると考えられる。こうした状況を保障するためには、すべての人びとが公正に議論に参加できるような場を検討することが早急に望まれるだろう。

なお、本稿では、実際に周辺化された人々の「声」については検討することができなかった。

今後は現地調査やフィールドワークを通じ、そうした人々へのインタビューを行い、シティズンシップ概念に迫ってみる必要があると考える。それらについては今後の研究課題としたい。

引用文献

Joppke, C. 2008 Immigration and the identity of citizenship: the paradox of universalism *Citizenship Studies*. Volume 12. Issue 6, 533-546

Kofman, E. 2005 Citizenship, Migration and the Reassertion of National Identity *Citizenship Studies*, Volume 9, Issue 5, 453-467

Lister, R. 2003 Citizenship: Feminist Perspectives Palgrave Macmillan

Marshall, T. H. and Bottomore, T. 1992 *Citizenship and social class* Pluto Press (岩崎信彦・中村健吾訳, 1993『シティズンシップと社会的階級:近現代を総括するマニフェスト』法律文化社)

Siim, B. 2000 Gender and Citizenship: Politics and Agency in France, Britain and Denmark, Cambridge University Press

Soysal, Y. N. 1994 Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe University of Chicago

Young, Iris Marion 1990 Justice and the Politics of Difference Princeton University Press

ブルーベイカー、R., 佐藤成基・佐々木てる監訳 2005 『フランスとドイツの国籍とネーション:国籍 形成の比較歴史社会学』 明石書店

カースルズ、S., ミラー、M. J., 関根政美・関根薫訳 1996 『国際移民の時代』 名古屋大学出版会 ギデンズ, A.、秋吉美都、安藤太郎、筒井淳也訳 2005『モダニティと自己アイデンティティ 後期近代 における自己と社会』 ハーベスト社

亀山俊朗 2003 「社会政策の変容とシティズンシップのゆくえ」『年報人間科学』第24号第2分冊,大阪大学大学院人間科学研究科社会学・人間学・人類学研究室、251-268

柄谷利恵子 2005 「国境を超える人と市民権——グローバル時代の市民権を考える新しい視座を求めて ——」『社会学評論』第56巻第2号,日本社会学会、309-328

近藤敦 2001 『外国人の人権と市民権』 明石書店

リスター、R., 松本伊智朗監訳,立木勝訳 2011『貧困とは何か 概念・言説・ポリティクス』 明石書店 岡野八代 2003 『シティズンシップの政治学』 現代書館

立石博高、篠原琢編 2009 『国民国家と市民:包摂と排除の諸相』 山川出版社

山崎望 2005 「再配置されるシティズンシップ――政治共同体の変容――」 『思想』No.974, 岩波書店、81-102

ヤング、I. M., 施光恒訳 1996 「政治体と集団の差異――普遍的シティズンシップの理念に対する批判 ――」 『思想』 No.867, 岩波書店、97-128